

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富士市長 小長井 義正

市町村名 (市町村コード)	富士市 (22210)	
地域名 (地域内農業集落名)	富士東部地区 (下花守、中里2、中里3、中里4、八幡町、川尻1、川尻2、神谷3、増川2、増川3、江尾1、江尾2、田中、桧、大野新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年7月4日 (第 1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

圃場整備が実施された農地では、担い手を中心となり、水稻栽培が行われている。基盤整備事業と並行して農地中間管理事業の推進が行われ、富士市で最も集積が進んでいる地域である。しかし分散錯圃の状態となっているため、集約化が今後の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

富士東部地区の水田を将来にわたって有効利用するため、パイプラインの改修等から成る基盤整備事業に取り組むほか、作業効率の改善に向けて、圃場の大区画化等も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	358 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	358 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、積極的に農地を農地中間管理事業を通じて貸し付けていくように働きかける。
(3)基盤整備事業への取組方針
県営事業等の補助事業を活用し改良区を維持していく。そのために、農地中間管理事業を通して、農地の集積化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手が高齢等で営農の継続が困難になった場合や、縮小していく際には、農地中間管理事業の機能を活用し、近隣で耕作している担い手へ集約化を進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
圃場の管理に有効活用できるのであれば、農業支援サービス事業者との連携も考えていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ・有害鳥獣等への対策
- ・農作業の省力化